

資料 7

22 福保高施第 2016 号
22 福保高介第 1546 号
平成 23 年 3 月 11 日

介護保険施設管理者
各 指定（介護予防）通所サービス事業所管理者
指定（介護予防）短期入所サービス事業所管理者 } 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長
加藤 みほ
（公印省略）
東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
平山 信夫
（公印省略）

入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）

標記については、平成 12 年 5 月 31 日付 12 高保地第 130 号「指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設における入所者等から支払いを受けることができる利用料等について」（以下「130 号通知」という。）及び平成 13 年 3 月 16 日付 12 高保医第 1370 号「日常生活に要する費用等の徴収について」（以下「1370 号通知」という。）により都の解釈をお示しし、適切な対応をお願いしてきたところです。

しかし、介護保険制度の発足から 10 年が経過し、入所者、入院患者及び利用者のニーズの多様化、介護度の重度化などにより、日常生活費等の範囲について、解釈に疑義が生じる場面が増えており、適正な費用徴収が行われていないケースも見受けられますので、本通知により、改めて解釈をお示しすることとしました。

また、本通知においては、130 号通知及び 1370 号通知では対象としていなかった、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護についても解釈をお示ししています。

その内容は別紙 1 及び別紙 2 のとおりですので、今後、法令等及び本通知によりお示しする考え方を御了知の上、利用料等の取扱いについて遺憾のないようお願いします。

また、運営規程、利用者との契約内容（契約書及び重要事項説明書）及び掲示等に変更を要する場合は、入所者等及び家族等に対して十分な説明を行い、適切に対応するようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、130 号通知及び 1370 号通知は廃止します。

【問い合わせ先】

別紙 1 中 介護老人福祉施設・介護老人保健施設
⇒施設支援課施設運営係 （TEL）03-5320-4264
別紙 1 中 介護療養型医療施設
別紙 2 中 通所サービス・短期入所サービス
⇒介護保険課介護事業者係 （TEL）03-5320-4593

別紙 1

入所者等から支払を受けることができる利用料等の考え方について
(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設)

1 利用料等受領の根拠規定

以下の根拠によるものが入所者及び入院患者（以下「入所者等」という。）から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

(1) 指定介護老人福祉施設

ア 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第39号）第9条

イ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付老企第43号）第4の7

(2) 介護老人保健施設

ア 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第40号）第11条

イ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日付老企第44号）第4の9

(3) 介護療養型医療施設

ア 指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第41号）第12条

イ 指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日付老企第45号）第4の8

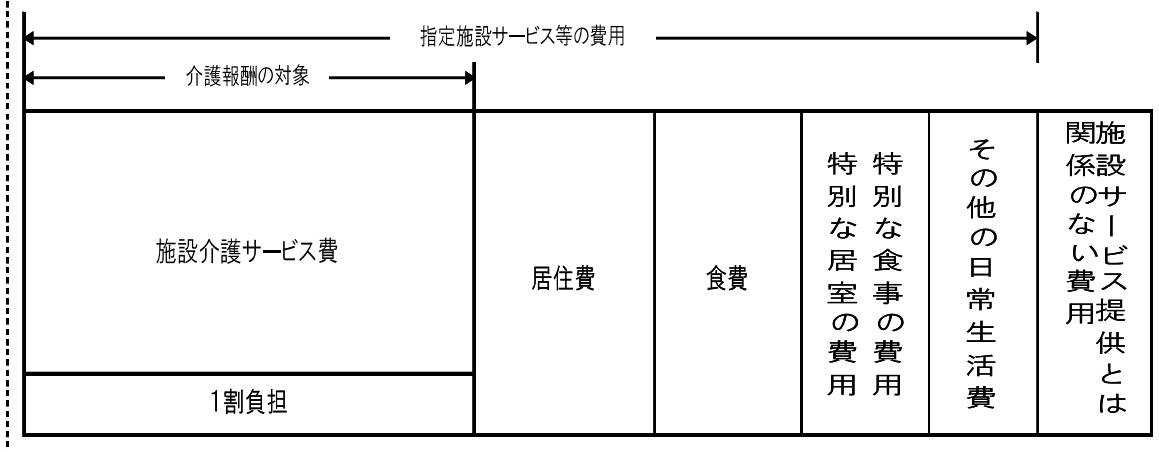
(4) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設共通

ア 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）

イ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付老企第54号）

ウ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付老振第75号、老健第122号）

【図】 利用料等の区分



2 施設介護サービス費

施設介護サービス費は、次の（１）から（３）までに掲げるものをいう。
これらについては、入所者の状態に応じて個別に必要なものを含め、別途入所者等に負担を求めることはできない。なお、各項目の囲み内は、施設介護サービス費に含まれるものの一例であり、すべてを網羅したものではないことに留意されたい。

（１） 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設共通

ア 入所者等の介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話）に係る経費

- おむつ代、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代、廃棄代等おむつ（リハビリパンツ、失禁パンツ等を含む。）に係る一切の費用
- 施設サービスの提供に必要な備品、介護用品

イ 入所者等又は家族に対する相談、援助、連絡、交流の機会の確保等に係る経費

- 通信費等

ウ 入所者等のためのレクリエーション、行事に係る経費

- 一律に提供される教養娯楽に係る経費（共用のテレビ、新聞、雑誌等）
- サービス提供の一環として実施する行事（誕生会・節句等。ユニットごとの行事、フロアごとの行事を含む。）に係る経費（ボランティアに係る諸経費、講師謝礼等を含む。）

エ 機能訓練に係る経費

オ 健康管理に係る経費

- 健康診断に係る費用

- 衛生材料費
- 通院に係る費用（職員の人件費、交通費等を含む。）

カ 施設サービス計画の作成に係る経費

キ 施設及び設備の維持管理に係る経費

- 談話室、食堂、浴室、便所、洗面所、娯楽室、霊安室等の利用及び維持管理に係る経費
- 施設環境の維持に係る経費

ク 施設の人員及び運営に係る経費

ケ 入所に際しての入所者等の心身の状況、病歴等の把握に係る経費

コ 要介護認定の申請に係る援助に要する経費

サ 入所者等に対して施設として必要な措置を行うことに係る経費

(2) 指定介護老人福祉施設に係るもの

入所者等が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する代行手続に係る経費

(3) 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に係るもの

ア 療養上必要な医療に係る経費

イ 必要な医療の提供が困難な場合等の措置に係る経費

3 その他の日常生活費について

(1) 基本的な考え方

ア その他の日常生活費として入所者等に支払を求めることができる経費は、施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その入所者等に負担させることが適当と認められるものである。

イ 入所者等又はその家族の自由な選択に基づき、施設がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費がこれに該当する。

(2) 施設介護サービス費との重複徴収の不可

2に掲げる施設介護サービス費に含まれている経費については、その他の日常生活費として入所者等から支払を求めることはできない。

(3) その他の日常生活費に係る留意事項

ア その他の日常生活費の対象となる便宜の提供は、入所者等又はその家族の自由な選択に基づいて行われなければならない。

イ その他の日常生活費の額は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲でなければならない。

ウ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、施設の運営規程において定めなければならない。

エ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、入所者等又はその家族に対して、

文書により説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(4) その他の日常生活費の対象となる便宜

ア 入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合

【留意事項】

① 個人用の日用品について

一般的に介護の要不要にかかわらず入所者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、入所者等の希望を確認した上で提供するものをいう。施設がすべての入所者等に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められないこと。

② 日用品パック（セット）について

個人用の日用品については、基本的に入所者等の希望により個別の品目ごとに提供するものであるが、入所者等の身体状況や要望に対応した複数種類の日用品パック（セット）を設定し、入所者等又は家族の希望及び選択に基づき、次の点に留意した上で提供を行うことは差し支えないこと。

○ 入所者等又は家族の希望に基づいて提供すること。

○ 日用品パック（セット）の具体的な内容（品目及び数量）及び金額を明示すること。

○ 日用品パック（セット）の種類（内容）は、入所者懇談会や家族会等の機会に要望等を確認し、必要に応じて内容の見直しを行うこと。

イ 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合

入所者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費等がこれに当たる。

【留意事項】

次のような費用徴収は認められないこと。

① 入所者等又は家族への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収

② 便宜の提供がない入所者等を含めた画一的・一律の費用徴収

③ すべての入所者等のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

ウ 予防接種

エ 預り金の出納管理

【留意事項】

① 責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管しなければならないこと。

- ② 出納事務は、複数の者により確認できる体制を常にとっておかなければならないこと。
- ③ 保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えなければならないこと。
- ④ 積算根拠を明確にし、適正な額を定めなければならない。預り金の額に対し一定割合を徴収するような取扱いは認められないこと。

オ 私物の洗濯（介護老人保健施設及び介護療養型医療施設）

指定介護老人福祉施設（併設する短期入所生活介護を含む。）は、私物の洗濯代を徴収することはできない。入所者等の希望により個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代は、サービスの提供とは関係のない費用として徴収する。

4 施設サービス提供とは関係のない費用

入所者等又は家族の希望により提供される便宜であっても、3に示したものの以外は、サービス提供の一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。

個人の趣味嗜好に関する費用及び被服等は基本的に入所者等負担であり、入所者等の希望により便宜的に施設が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

【サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例】

- 入所者等が個人用に持ち込んだ電気製品等に係る電気代
- 入所者等の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代
- 入所者等個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- 入所者等個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- 参加希望者を募って行う非定例的な旅行等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く。）
- 施設のクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用

5 食事の提供に係る留意事項

次の費用は食事の提供に係る費用に含まれるものであり、別途徴収することとはできない。

- (1) 栄養補助食品
- (2) おやつ（個人の嗜好によるものを除く。）
- (3) とろみ剤

別紙２ 利用者から支払を受けることができる利用料等の考え方について
(指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所)

※訪問サービスに係るものを除く

第１ 利用料等受領の根拠規定

以下の根拠によるものが利用者から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

１ 通所介護及び介護予防通所介護

(１) 指定居宅サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生労働省令第３７号。以下「居宅サービス基準」という。）第９６条

(２) 指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号。以下「介護予防基準」という。）第１００条

(３) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日付老企第２５号。以下「居宅サービス等基準について」という。）第３の６「通所介護」３(１)、第４の二三「介護予防通所介護」

２ 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

(１) 居宅サービス基準第１１９条

(２) 介護予防基準 第１２３条

(３) 「居宅サービス等基準について」 第３の７「通所リハビリテーション」３(６)

３ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活

(１) 居宅サービス基準 第１２７条

(２) 介護予防基準 第１３５条

(３) 「居宅サービス等基準について」 第３の８「短期入所生活介護」３(３)

４ 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

(１) 居宅サービス基準 第１４５条

(２) 介護予防基準 第１９５条

(３) 「居宅サービス等基準について」 第３の９「短期入所療養介護」２(１)

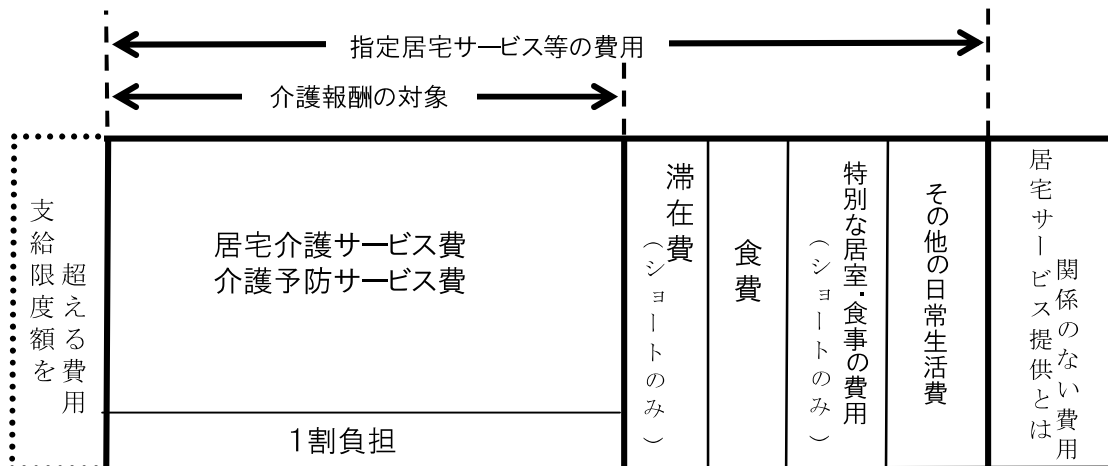
５ 居宅サービス共通

(１) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成１２年３月３０日厚生省告示第１２３号）

(２) 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成１２年３月３０日付老企第５４号）

(３) 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成１２年１１月１６日付老振第７５号、老健第１２２号）

【図】利用料等の区分



第2 通所サービス関係

1 居宅介護サービス費等

居宅介護サービス費又は入浴介助加算に係る費用は、次に掲げるものをいう。これらについては、利用者の状態に応じて個別に必要なものを含め、別途利用者に負担を求めることはできない。なお、各項目の囲み内は、居宅介護サービス費等に含まれるものの一例であり、すべてを網羅したものではないことに留意されたい。

(1) 通所介護、介護予防通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

ア 利用者の介護（入浴、食事、その他日常生活上の世話）に係る経費

- 入浴・清拭用のタオル類
- 共用の石鹸、シャンプー
- おしぼり、食事用前掛け

イ 利用者又は家族に対する相談、援助、連絡等に係る経費

- 通信費等

ウ 利用者のためのレクリエーション、行事に係る経費

- 一律に提供される教養娯楽に係る経費（共用のテレビ、新聞、雑誌、カラオケ設備使用料等）
- サービス提供の一環として実施し、すべての利用者が参加する行事（誕生会、節句等）に係る経費

※なお、ボランティアや講師等にかかる費用は、居宅介護サービス費にも含まれず、また、利用者に請求することもできない。

エ 機能訓練に係る経費

オ 事業所の設備の維持管理に係る経費

カ 事業所の人員及び運営に係る経費

- キ 利用に際しての利用者の心身の状況、病歴等の把握に係る経費
- ク 要介護認定の申請に係る援助に要する経費
- ケ 利用者に対して事業所として必要な措置を行うことに係る経費

2 その他の日常生活費について

(1) 基本的な考え方

ア その他の日常生活費として利用者に支払を求めることができる経費は、通所サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものである。

イ 利用者又はその家族の自由な選択に基づき、事業者がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費がこれに該当する。

(2) 介護サービス費との重複徴収の不可

1 に掲げる居宅介護サービス費に含まれている経費については、その他の日常生活費として利用者から支払を求めることはできない。

(3) その他の日常生活費に係る留意事項

ア その他の日常生活費の対象となる便宜の提供は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われなければならない。

イ その他の日常生活費の額は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲でなければならない。

ウ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、事業者の運営規程において定めなければならない。

エ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、利用者又はその家族等に対して、事前に文書により十分な説明を行い、同意を得るとともに、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(4) その他の日常生活費の対象となる便宜

ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合

【留意事項】

① 個人用の日用品について

一般的に介護の要不要にかかわらず利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供するものをいう。事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められない。

② おむつ代、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代、廃棄代等おむつに係る費用

※通所サービスにおいては、利用者のおむつに係る費用は保険給付の対象とされていないことから、利用者の希望により徴収することができる。

イ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合

利用者が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費等がこれに当たる。

【留意事項】

次のような費用徴収は認められないこと。

- ①利用者又は家族等への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収
- ②便宜の提供がない利用者を含めた画一的・一律の費用徴収
- ③すべての利用者のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

3 サービス提供とは関係のない費用

利用者又は家族等の希望により提供される便宜であっても、2に示したものの以外は、サービスの一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。

個人の趣味嗜好に関する費用は基本的に利用者負担であり、利用者の希望により便宜的に事業者が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

【サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例】

- 利用者が個人用に持ち込んだ電気製品等に係る電気代
- 利用者個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- 利用者個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- サービス提供の一環として実施するクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用

4 食事の提供に係る留意事項

- (1) おやつ（個人の嗜好によるものを除く。）を提供する場合には、食事（昼食）、おやつに分けて設定することが望ましい。
- (2) 嚥下困難な高齢者など利用者の特性に応じて食事を提供する場合は費用（刻み食の調理やとろみ剤等にかかる経費）については、介護サービスの一環として提供されるものなので、利用者から徴収することはできない。

第3 短期入所サービス関係

1 居宅介護サービス費

居宅介護サービス費は、次の（1）及び（2）に掲げるものをいう。これらについては、利用者の状態に応じて個別に必要となるものを含め、別途利

用者に負担を求めることはできない。なお、各項目の囲み内は、居宅介護サービス費に含まれるものの一例であり、すべてを網羅したものではないことに留意されたい。

(1) 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護共通

ア 利用者の介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話）に係る経費

- おむつ代、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代、廃棄代等おむつ（リハビリパンツ、失禁パンツ等を含む。）に係る一切の費用
- 短期入所サービスの提供に必要な備品、介護用品
- 入浴・清拭用のタオル類
- 共用の石鹸、シャンプー
- おしぼり、食事用前掛け

イ 利用者又は家族に対する相談、援助、連絡等に係る経費

- 通信費等

ウ 利用者のためのレクリエーション、行事に係る経費

- 一律に提供される教養娯楽に係る経費（共用のテレビ、新聞、雑誌等）
- サービス提供の一環として実施し、すべての利用者が参加する行事（誕生会、節句等）に係る経費

※なお、ボランティアや講師等にかかる費用は、居宅介護サービス費にも含まれず、また、利用者に請求することもできない。

エ 機能訓練に係る経費

オ 健康管理に要する経費

カ 事業所の設備の維持管理に係る経費

キ 事業所の人員及び運営に係る経費

ク 利用に際しての利用者の心身の状況、病歴等の把握に係る経費

ケ 要介護認定の申請に係る援助に要する経費

コ 利用者に対して事業所として必要な措置を行うことに係る経費

(2) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に係るもの

ア 療養上必要な医療に係る経費

イ 必要な医療の提供が困難な場合等の措置に係る経費

2 その他の日常生活費について

(1) 基本的な考え方

ア その他の日常生活費として利用者に支払を求めることができる経費は、居宅サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その利用者に負担させるこ

とが適当と認められるものである。

イ 利用者又はその家族の自由な選択に基づき、事業者がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費がこれに該当する。

(2) 居宅介護サービス費との重複徴収の不可

1 に掲げる居宅介護サービス費に含まれている経費については、その他の日常生活費として利用者から支払を求めることはできない。

(3) その他の日常生活費に係る留意事項

ア その他の日常生活費の対象となる便宜の提供は、利用者又はその家族等の自由な選択に基づいて行われなければならない。

イ その他の日常生活費の額は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲でなければならない。

ウ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、事業者の運営規程において定めなければならない。

エ その他の日常生活費の対象となる便宜及びその額は、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、利用者又はその家族に対して、文書により説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(4) その他の日常生活費の対象となる便宜

ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合

【留意事項】

① 個人用の日用品について

一般的に介護の要不要にかかわらず利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者の希望を確認した上で提供するものをいう。事業者がすべての利用者に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められない。

② 日用品パック（セット）について

個人用の日用品については、基本的に利用者の希望により個別の品目ごとに提供するものであるが、利用者の身体状況や要望に対応した複数種類の日用品パック（セット）を設定し、利用者又は家族等の希望及び選択に基づき、次の点に留意した上で提供を行うことは差し支えない。

○ 利用者又は家族等の希望に基づいて提供すること。

○ 日用品パック（セット）の具体的な内容（品目及び数量）及び金額を明示すること。

○ 日用品パック（セット）の種類（内容）は、利用者懇談会や家族会等の機会に要望等を確認し、必要に応じて内容の見直しを行うこと。

イ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業

者が提供する場合

利用者が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費等がこれに当たる。

【留意事項】

次のような費用徴収は認められないこと。

- ①利用者又は家族等への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収
- ②便宜の提供がない利用者を含めた画一的・一律の費用徴収
- ③すべての利用者のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

3 居宅サービス提供とは関係のない費用

利用者又は家族の希望により提供される便宜であっても、2に示したもの以外は、サービスの一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。

個人の趣味嗜好に関する費用及び被服等は基本的に利用者負担であり、利用者の希望により便宜的に事業者が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

【サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例】

- 利用者が個人用に持ち込んだ電気製品等に係る電気代
- 私物の洗濯代（介護老人福祉施設に併設する短期入所生活介護を除く。
※本通知 別紙1 3(4)オ参照）
- 利用者の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代
- 利用者個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- 利用者個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- 参加希望者を募って行う非定例的な行事等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く。）
- 事業所のクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用

4 食事の提供に係る留意事項

- (1) 栄養補助食品（サプリメント）に係る費用については、特別な食事として提供されることは基本的には想定されず、徴収できない。
- (2) ショートステイの食費については、入所の期間も短いことから、朝食、昼食、夕食等、一食ごとに分けて設定することが望ましい。
- (3) 嚥下困難な高齢者など利用者の特性に応じて食事を提供する場合は費用（刻み食の調理やとろみ剤の使用にかかる経費）については、介護サービスの一環として提供されるものなので利用者から徴収することはできない。